様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年11月８日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）こうふしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称 甲府信用金庫  （ふりがな） いわした　ひろし  （法人の場合）代表者の氏名 　 岩下　浩  住所　 〒400-0031  山梨県甲府市丸の内２丁目33番１号  法人番号　4090005000264  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ① 2024　DISCLOSURE  ② 甲府信用金庫　DX戦略 | | 公表日 | ① 2024年７月29日  ② 2024年９月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ① 公表方法：甲府信用金庫ホームページにて公表  　 公表場所：[https://www.kofushinkin.co.jp/](https://www.kofushinkin.co.jp/12profile/files/2024Disclosure.pdf) [12profile/files/2024Disclosure.pdf](https://www.kofushinkin.co.jp/12profile/files/2024Disclosure.pdf)  　 記載箇所・ページ：ごあいさつ P1、◆経営計画 P3  ② 公表方法：甲府信用金庫ホームページにて公表  公表場所：[https://www.kofushinkin.co.jp/](https://www.kofushinkin.co.jp/15oshirase/files/DX_senryaku.pdf) [15oshirase/files/DX\_senryaku.pdf](https://www.kofushinkin.co.jp/15oshirase/files/DX_senryaku.pdf)  　 記載箇所・ページ：DX戦略のビジョン P1 | | 記載内容抜粋 | ①ごあいさつ 「DX戦略を通じた顧客利便性向上と良質な金融サービスの提供など、お客さまと共に持続的な成長を遂げる歩みを着実に進めて参ります。」  ◆経営計画 中期経営計画“Build Frontier 2027”「4.DX/デジタル戦略・IT技術の活用により生産性を大きく高める」  ②「デジタル技術を活用して、自らの生産性を向上させるとともに、お客さまの多様なニーズに対応した多面的なチャネルにより最適なサービスの提供や情報発信ができる体制を構築し、地域社会の繁栄に貢献する。」  DX重点戦略　Ⅰ非対面チャネルの追加、Ⅱ業務プロセスの改革、Ⅲデジタル人財の育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①2024年７月９日、取締役会に準ずる意思決定機関である甲府信用金庫常勤理事会において可決。  ②2024年９月10日、取締役会に準ずる意思決定機関である甲府信用金庫常勤理事会において可決。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 甲府信用金庫　DX戦略 | | 公表日 | 2024年９月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：甲府信用金庫ホームページにて公表  公表場所：[https://www.kofushinkin.co.jp/](https://www.kofushinkin.co.jp/15oshirase/files/DX_senryaku.pdf) [15oshirase/files/DX\_senryaku.pdf](https://www.kofushinkin.co.jp/15oshirase/files/DX_senryaku.pdf)  記載箇所・ページ：戦略Ⅰ　非対面チャネルの拡充 P2 戦略Ⅱ　業務プロセスの改革 P3 | | 記載内容抜粋 | 戦略Ⅰ 非対面チャネルの拡充  ・ソーシャル広告によるプロモーションやデジタルマーケティングに基づくアプローチ  ・アプリ経由の取引メニュー拡大による顧客利便性向上  戦略Ⅱ 業務プロセスの改革  ・渉外活動や窓口業務におけるデジタル活用の推進  （補足）  アプリの位置情報やWebサイトの訪問履歴クリック履歴を基にお客様のライフイベントにあった最適なアプローチをプッシュ通知やSMSにてご紹介させていただきます。  また「通帳アプリ」から多機能「アプリバンキング」の開発を行い、新規口座開設や住所変更など非対面の取引を拡充し、お客さま満足度向上を目指してまいります。  従来の渉外活動や窓口業務は、担当者の力量に任せた商品起点の営業活動となっておりましたが、口座履歴等の膨大なデータから分析されるイベント・ベースド・マーケティング（ＥＢＭ）に基づき、どの担当者からもお客さまに求められる最適な提案ができるようデジタル活用の推進をしてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年９月10日、取締役会に準ずる意思決定機関である甲府信用金庫常勤理事会において可決。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所・ページ：2.DX推進体制 P5  戦略Ⅲ　デジタル人財の育成 P4 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  ・組織横断的なDX推進の実効性向上を図るべく、経営企画部の経営企画課内に「改革推進プロジェクトチーム」を設置し、ＤＸに精通した担当者を配置しました。  戦略Ⅲ　デジタル人財の育成  ・オンライン教育環境によるＤＸ関連講座受講  ・国家試験であるITパスポート資格の奨励  ・デジタル施策推進への幅広い職員の参画 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所・ページ: 戦略Ⅰ　非対面チャネルの拡充 P2  戦略Ⅱ　業務プロセスの改革 P3 | | 記載内容抜粋 | 戦略Ⅰ　非対面チャネルの拡充  ・ホームページやアプリの刷新  戦略Ⅱ　業務プロセスの改革  ・アプリ経由の取引拡大を踏まえた体制の整備  ・決裁業務や各種申請のシステム化による業務効率化およびペーパーレス推進  ・データプラットフォームの再構築によるデータ利活用の効率化  （補足）  ホームページについては、スマホ起点のレスポンシブデザインを導入し、直感的なナビゲーションによりお客さまが離脱せず、ストレスなく必要な情報にアクセスできるよう刷新。  決裁業務や各種申請のシステム化については、ワークフローシステムを導入し、現状ペーパーで行っている決済業務や各種申請を電子化することで、決裁状況の進捗確認を可視化でき、業務の進行をスムーズにさせながら、ペーパーレスの推進も期待しております。  データプラットフォームについては、現在使用しているメインのものは、20年前に独自に設計された勘定系情報を取得蓄積しているシステムとなっており、出力されたデータの出力元がブラックボックス化し、出力プロセスが複雑化しているため、新たに必要なデータが発生した場合、システム内のデータの特定が難しく、帳票を転記するなど非効率な作業が発生しております。  また上記システムでは、勘定系情報のみを管理しているため、他のシステムデータは、一元管理されておらず、ニーズに応じて、複数システムからデータ出力を行い、手作業で資料などを作成しているため、一貫性のない結果が生じることもあり、検証に時間を要しております。  このような状況を改善するため、取得元のデータを整備し、分散されたデータを一元管理できるデータプラットフォームを再構築することで、ニーズに応じた自由度の高いデータ出力が可能となり、データ入手が簡潔でわかりやすく業務効率化を図ることを期待しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 甲府信用金庫　DX戦略 | | 公表日 | 2024年９月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：甲府信用金庫ホームページにて公表  公表場所：[https://www.kofushinkin.co.jp/](https://www.kofushinkin.co.jp/15oshirase/files/DX_senryaku.pdf) [15oshirase/files/DX\_senryaku.pdf](https://www.kofushinkin.co.jp/15oshirase/files/DX_senryaku.pdf)  記載箇所・ページ：KPI(重要業績評価指標)について P6 | | 記載内容抜粋 | KPI(重要業績評価指標)について  総合的な指標：DX推進指標(平均以上)  Ⅰ 非対面チャネルの拡充  ・ホームページアクセス数  ・アプリ登録者数  Ⅱ 業務プロセスの改革  ・紙使用量・コピー使用量の削減割合  ・業務効率化による事務処理時間の削減  Ⅲ デジタル人財の育成  ・ＩＴパスポート取得者数  ・e-ラーニング受講者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年７月29日 | | 発信方法 | 発信方法：甲府信用金庫ホームページにて公表  発信場所：[https://www.kofushinkin.co.jp/](https://www.kofushinkin.co.jp/12profile/files/2024Disclosure.pdf) [12profile/files/2024Disclosure.pdf](https://www.kofushinkin.co.jp/12profile/files/2024Disclosure.pdf)  記載箇所・ページ：2024　DISCLOSURE　P1.ごあいさつ | | 発信内容 | DX戦略を通じた顧客利便性向上と良質な金融サービスの提供など、お客さまと共に持続的な成長を遂げる歩みを着実に進めて参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年８月頃　～　継続的に実施中。 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにてDX推進指標の自己診断フォーマット提出。  （DX推進ポータル受付番号：202408AH0000312） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年３月にサイバーセキュリティ管理要領およびインシデント対応マニュアルを制定し、以降継続実施中。 | | 実施内容 | 2017年３月にサイバーセキュリティ管理要領およびインシデント対応マニュアルを制定し、2019年７月に甲府信用金庫インシデント対応組織（CSIRT）を設置。  インシデント対応組織（CSIRT）では、サイバーセキュリティ事案に関する情報収集、分析・評価、および未然防止策の検討・実施と当金庫で発生した場合の迅速な情報連携、早期復旧、及び再発防止策の検討を行っている。  関連部店課では、サイバー攻撃の演習訓練や全職員向けに信金中央金庫ｅラーニングシステム「サイバーセキュリティ講座基本編～被害に会わないために～」の受講およびテストを行い、サイバー攻撃に対する意識向上を図る教育を実施している。  また、毎年監査法人によるIT全般統制監査により、サイバーセキュリティへの対応状況についても監査を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。